

笠間市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について

1 条例制定の趣旨

近年のペットブームにより、様々な形態で動物が飼養される中、飼い主のマナー不足による散歩時のふんの放置や屋外飼養猫への苦情など、ペットによる周辺環境への影響が全国的に大きな問題となっているため、飼い主のマナー向上が求められています。

茨城県では、犬猫殺処分頭数が、平成 27 年度まで全国で最も高い水準であったため、平成 28 年 12 月に「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」を施行し、犬猫の譲渡事業や地域猫活動への支援など、様々な取組を展開し、犬猫殺処分の削減に取り組んでおります。

このような中、笠間市における犬猫の收容頭数については、減少はしているものの平成 27、28 年度と県内市町村の中でも多い状況であるため、市民の動物愛護意識の高揚や飼い主への適正飼養の普及啓発、收容頭数の削減等、本市の現状と課題に即した取組みを積極的に推進していく必要があることから、条例の制定により、市と市民、飼い主の責務を明らかにしたうえで、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指すものです。

2 条例案の概要

目的	市、市民、所有者の責務を明らかにし、人と動物との調和のとれた共生社会の実現。
市の責務	目的達成のための知識を普及し、必要な施策を策定してこれを実施する。
市民の責務	人と動物の共生について理解を深め、市が行う施策への協力に努める。
所有者の責務	周辺環境に配慮した適正飼養又は管理に努め、やむを得ず飼養又は管理が困難となった場合は、適正な飼養又は管理のできる新たな所有者を見つけるよう努める。
犬の所有者の遵守事項	けい留しておくこと。 飼養又は管理状況に適した頭数管理に努め、みだりに繁殖することのないよう、不妊去勢手術等の適切な措置を講ずるよう努める。 適正なしつけにより、他人への危害等を予防する。 清潔な飼養に努め、公共の場所や他の所有者が管理する土地、建物等を汚した場合は、ふん等を持ち帰るなど環境の美化に努める。
猫の所有者の遵守事項	屋内での飼養又は管理に努める。 みだりに繁殖することのないよう、不妊去勢手術等、適切な措置を講ずるよう努める。 名札等により、所有者を明らかにする措置を講ずるよう努める。
災害時の動物の保護	市は災害時に動物を保護するために必要な措置を講ずる。
委任	その他条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。

3 国県等の施策

笠間市が講じる施策以外に、様々な施策が展開されています。笠間市では、これらの施策を活用しながら、目的達成に向け独自の取組を進めます。

国の施策

- ・現状の分析と課題の整理
- ・啓発ポスターの作成，配布
- ・国内外取組事例等の収集と公表
- ・各種パンフレットの作成，配布
- ・人と動物が幸せに暮らす社会の実現モデル都市事業

県の施策

- ・民間団体への動物愛護啓発活動費等に対する支援
- ・ボランティア団体が保護した犬猫飼養管理費の支援
- ・譲渡会と譲渡する犬猫の不妊去勢手術の実施
- ・地域猫活動に対する支援，推進
- ・ふるさと納税制度を活用した寄付金の募集，受入

その他，ボランティア団体等の施策

- ・寄付金の活用によるTNR活動の実施
- ・地域猫活動やTNR活動の普及啓発活動
- ・一時預かり事業と譲渡会の実施

4 目的達成のために市として取り組む施策

1) 市民の動物愛護の精神に対する理解の定着

- ・市民への動物愛護に対する啓発（広報，ホームページ，SNS，パンフレット）

2) 飼い主の社会的責任の徹底

- ・飼い主へのマナー向上に対する啓発（広報，ホームページ，SNS，パンフレット）

3) 犬猫収容頭数の削減に向けた取組

- ・不妊去勢手術費用に対する一部補助（補助要綱の制定）
- ・県の実施する施策との連携（広報，ホームページ，SNS，地域猫活動への協力）
- ・関連機関との連携（ボランティア団体，動物愛護推進員，実施要綱等検討）

4) 市民と動物の安全確保

- ・災害時に動物を保護するために必要な措置（危機管理室との連携，避難場所の調整等）